

東京都資金不足比率（平成20年度）

審査意見書

（水道局）

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）

第２２条第１項の規定により、東京都水道事業会計及び東京都工業用水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

平成２１年９月４日

東京都監査委員	相 川 博
同	三 原 將 嗣
同	三 栖 賢 治
同	筆 谷 勇
同	金 子 庸 子

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 東京都水道事業会計
- (2) 東京都工業用水道事業会計

2 審査の方法

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正かを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期間

平成21年7月30日から平成21年9月4日まで

第2 審査の結果

1 計数について

審査に付された東京都水道事業会計及び東京都工業用水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、誤りのないものと認められる。

第3 資金不足比率の状況

1 資金不足比率の総括

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）は、地方公共団体の経営する公営企業について、資金不足の状況を判断するためのものとして、資金不足比率を定めている。

東京都水道事業会計及び東京都工業用水道事業会計における平成20年度の資金不足比率は、表1のとおりであり、資金不足は生じていない。

(表1)

(単位：％)

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計
資金不足比率 (経営健全化基準)	— (20.0)	— (20.0)

注 資金不足が生じていないため、「—」にて記載

2 資金不足比率の概要

資金不足比率は、公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額を示す比率である。

算定式は以下のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$